

山口県報

平成18年
3月22日
(水曜日)



目 次

条例

山口県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例……………一

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例……………二

山口県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十二号

山口県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十三号

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

山口県議会委員会条例（昭和三十一年山口県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二条農林水産委員会に関する部分中「農林部及び水産部」を「農林水産部」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十四号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例（平成十三年山口県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 収支報告書には、政務調査費による支出（一件当たりの金額が五万円以上のものに限る。）をした事実を証すべき領収書その他の書面の写し（社会慣習その他の事情により当該書面を徴し難いときは、その旨並びに当該支出を受けた者並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面。以下「領収書等」という。）を添えなければならない。

第十一条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「収支報告書」の下に「及び領収書等」を加え、同条第二項中「収支報告書」の下に「又は領収書等」を加え、同条に次の一項を加える。

4 議長は、第二項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る領収書等に山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第十一条第二号又は第三号に該当する情報が記録されている部分があるときは、その部分を除いて当該領収書等を複写したものを閲覧に供するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の政務調査費の交付に関する条例第七条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

平成十八年三月二十二日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）